

## 黒潮町移住者支援住宅入居者募集要項

黒潮町では、本町への移住を促進し、定住人口の増によるコミュニティの活性化、地域振興を図ることを目的として、1年以内という期間ですが、町内で実際に生活をしながら住宅を探したいという方や、ゆっくり住宅を探したいという方のために移住者支援住宅を設置しています。

### 1. 施設の名称

黒潮町移住者支援住宅

### 2. 場所

幡多郡黒潮町浮鞭 3567-5

### 3. 建物の概要

木造スレート葺平屋建 床面積 60.75 m<sup>2</sup>

### 4. 家賃

月額 2 万円

ただし、町長は次の項目に該当する場合には家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅等の家賃に比較して不相当となったと認めるとき
- (3) 住宅の改良に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき

※上記家賃以外にも光熱水費等は自己負担となります。

※支払い方法は下記の二通りになります。

前納方式：入居期間に応じて、入居前に家賃を前払いする方式

当月払い方式：当月の月末までに所定の納付書で支払いをする方式

### 5. 入居者の資格

移住者支援住宅に入居できる者は、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち次の項目全てに該当する者とする。

- ① 黒潮町に移住するために町内に住所を移している者、または移そうとする者で、住宅を有していない者
- ② 入居の日から 1 年以内に町内の他の住宅を確保し、あるいは入手し、移住者支援住宅を明け渡すことが見込まれる者
- ③ 家賃を滞りなく納付できる見込みの者

- ④ 連帯保証人2人の連署が文書で提出できる者かつ誓約書に2名の連帯保証人が押印した印鑑の印鑑証明書が添付されることが確実な者
- ⑤ 黒潮町移住者住宅支援協議会に登録済、または登録が見込まれる者

## 6. 入居者選考

前述の入居資格に基づき、書類選考のうえ入居者を決定します。

入居の可否に関する選考結果については、郵送にて通知いたします。

入居の決定通知を受けた者は決定後10日以内に誓約書及び契約書を提出して下さい。誓約書には連帯保証人の実印及び印鑑証明書が必要となります（入居決定者には改めてお知らせします）。

## 7. 入居開始時期

契約終了後

## 8. 募集受付期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）

当該期間に応募がない場合、入居者が決定するまで、随時受付を行います。

※応募については持参又は郵送のみの受付となります。7月31日（金）17時までには必着（メールやFAXは受け付けておりません）。

## 9. 提出書類

下記（1）～（6）の書類を提出又は郵送して下さい。

※（2）～（5）の書類の発行は認印と手数料が必要になります。

### （1）入居申込書（様式1）

※連帯保証人2名の記載が必要です。

### （2）住民票

- ・続柄が記載されたもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員のものがが必要です。（婚約者も同様です）
- ・別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍、又は住民票が必要です。

### （3）所得証明書

- ・前年の1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。
- ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の直近年度の所得証明書が必要です。（扶養親族等省略していないもの）
- ・収入がない場合も必要です。

### （4）納税証明書

- ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。

(5) 水道料金納付証明書、保育料金納付証明書、介護保険料納付証明書、住宅新築納付証明書、奨学資金納付証明書

※町内の方は様式 2 にて、本庁企画調整室地域振興係で証明を受けてください。

※町外の方は、様式 3 又は市町村専用様式があれば、その様式で証明を受けてください。

(6) 黒潮町移住者住宅支援協議会情報利用希望登録申込書

・登録済みの方は、提出不要です。

・未登録の方で入居決定した場合、後日当協議会との面接が必要です。

黒潮町移住者住宅支援協議会については、「黒潮町で暮らそう」ホームページをご覧ください。

#### 10. 提出先・お問い合わせ先

黒潮町役場 企画調整室 地域振興係

住所〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL : 0880-43-2177 (直通) / FAX 0880-43-2710